

神奈川県における 盛土規制法の運用について

②規制区域の指定について

令和7年1月

県土整備局河川下水道部

砂防課

県土整備局建築住宅部

建築指導課

目次

- 1 規制区域の定義
- 2 規制区域の候補区域
 - ・ 規制規模の上乗せ強化
- 3 旧宅造法と盛土規制法の規制区域比較

1 規制区域の定義

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

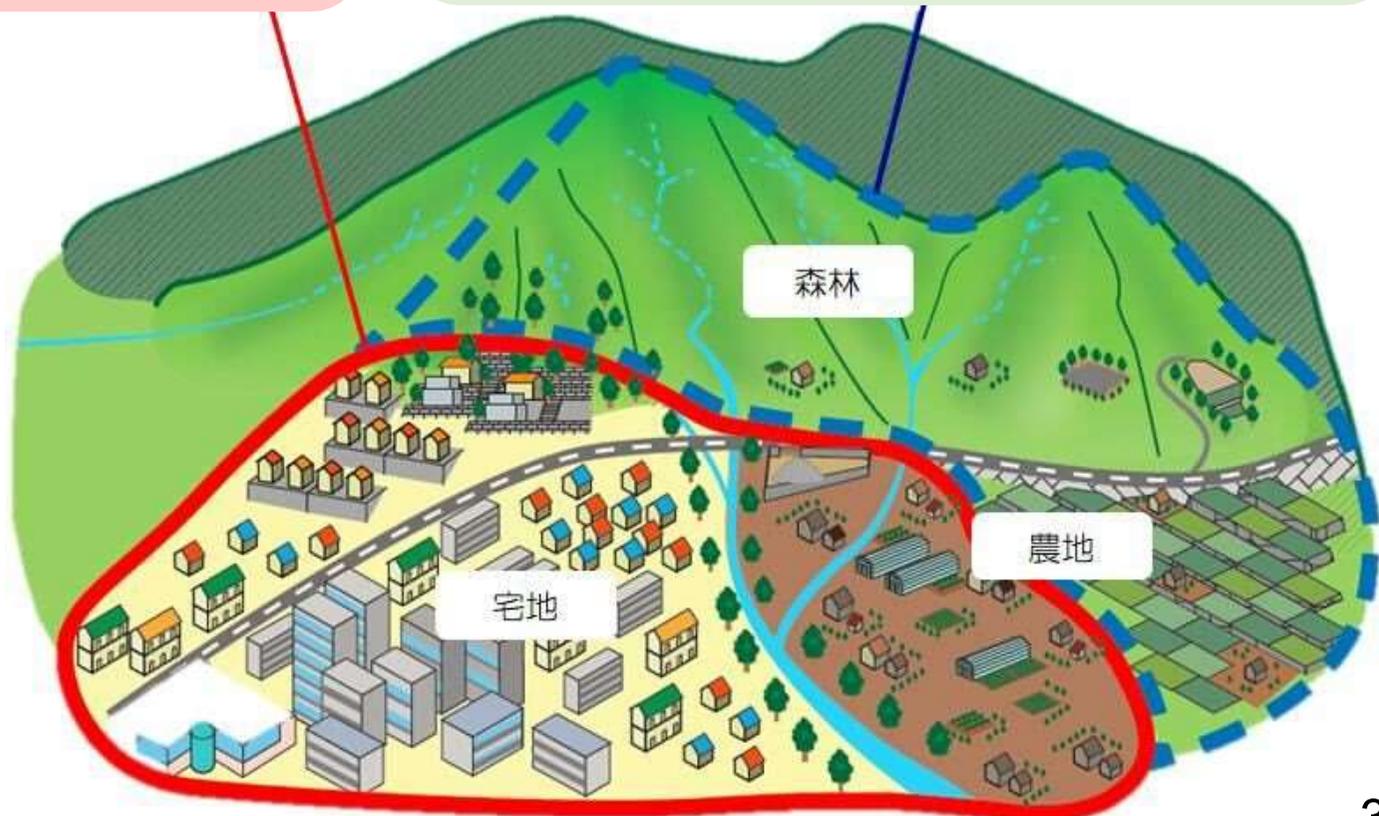
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

【参考】

宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)

宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域で、既に市街化された区域や、今後、市街化を図ろうとする区域

※盛土規制法に基づく区域指定までは旧宅造法の規制となる



【盛土規制法パンフレットより】

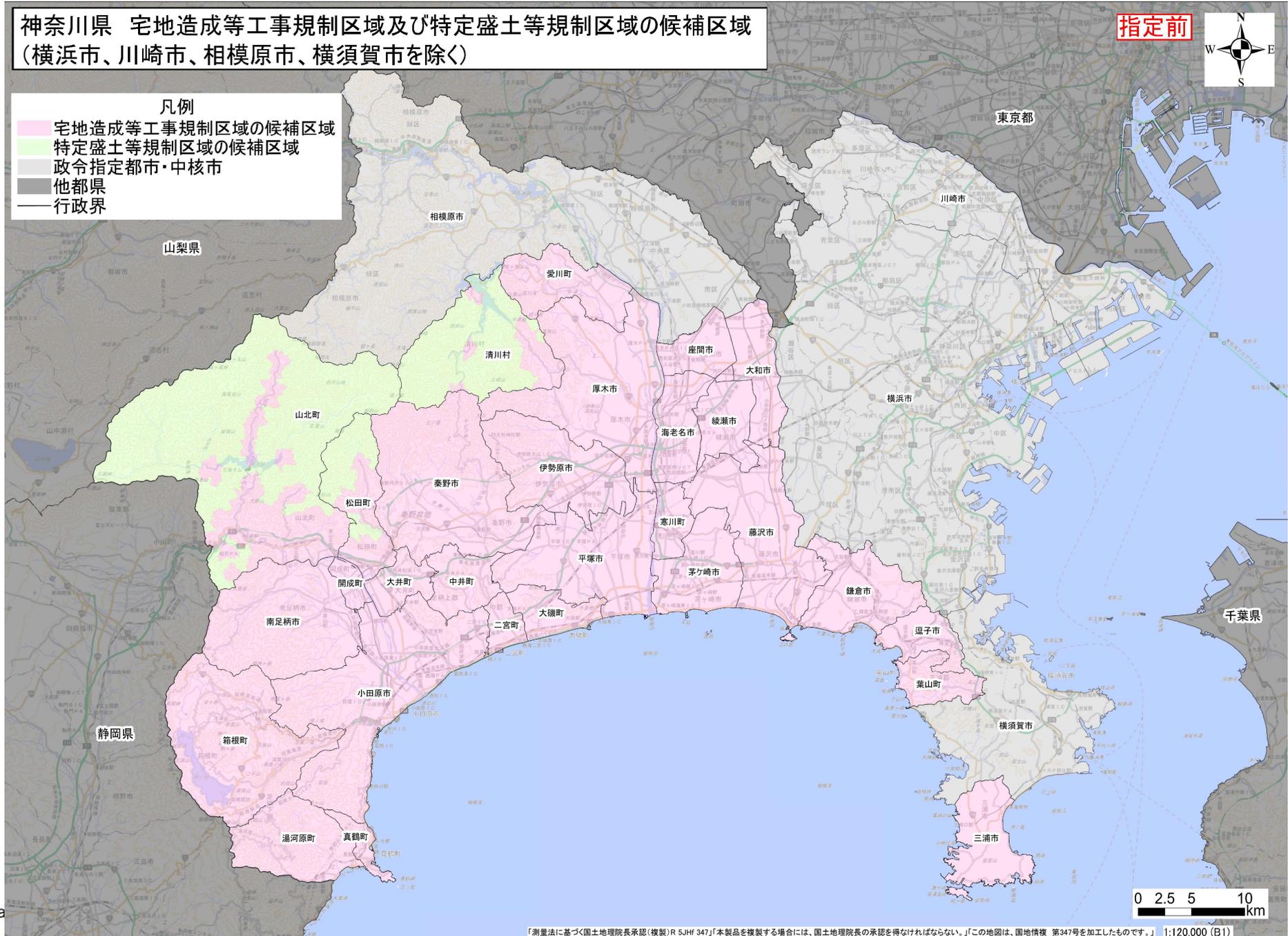
2 規制区域の候補区域

神奈川県 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)

指定前



- 凡例
- 宅地造成等工事規制区域の候補区域
 - 特定盛土等規制区域の候補区域
 - 政令指定都市・中核市
 - 他都県
 - 行政界



規制規模の上乗せ強化

本県の規制区域では宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の
規制対象規模は同じです。

土地の形質変更	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域
① 盛土の崖高	1 m超	2 m超→1 m超
② 切土の崖高	2 m超	5 m超→2 m超
③ 盛土と切土同時の場合の崖高 (①②以外)	2 m超	5 m超→2 m超
④ 崖を生じない場合の盛土高 (①③以外)	2 m超	5 m超→2 m超
⑤ 盛土又は切土の土地面積 (①～④以外)	500m ² 超	3,000m ² 超 →500m ² 超
⑥ 最大時の堆積高さ (土石の堆積)	2m超かつ 300m ² 超	5 m超かつ 1,500m ² 超 →2 m超かつ 300m ² 超
⑦ 最大時の堆積面積 (土石の堆積)	500m ² 超	3,000m ² 超 →500m ² 超

